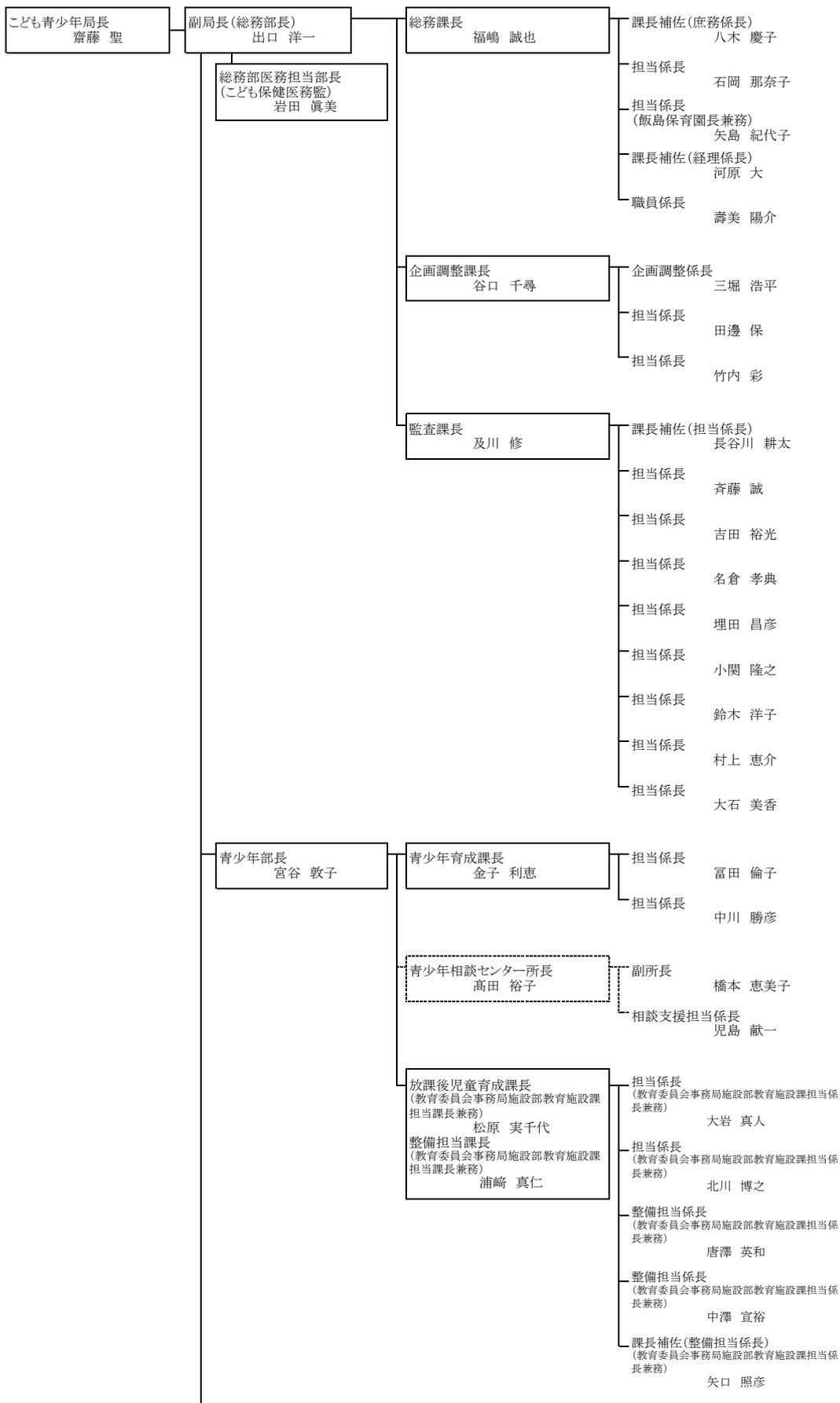
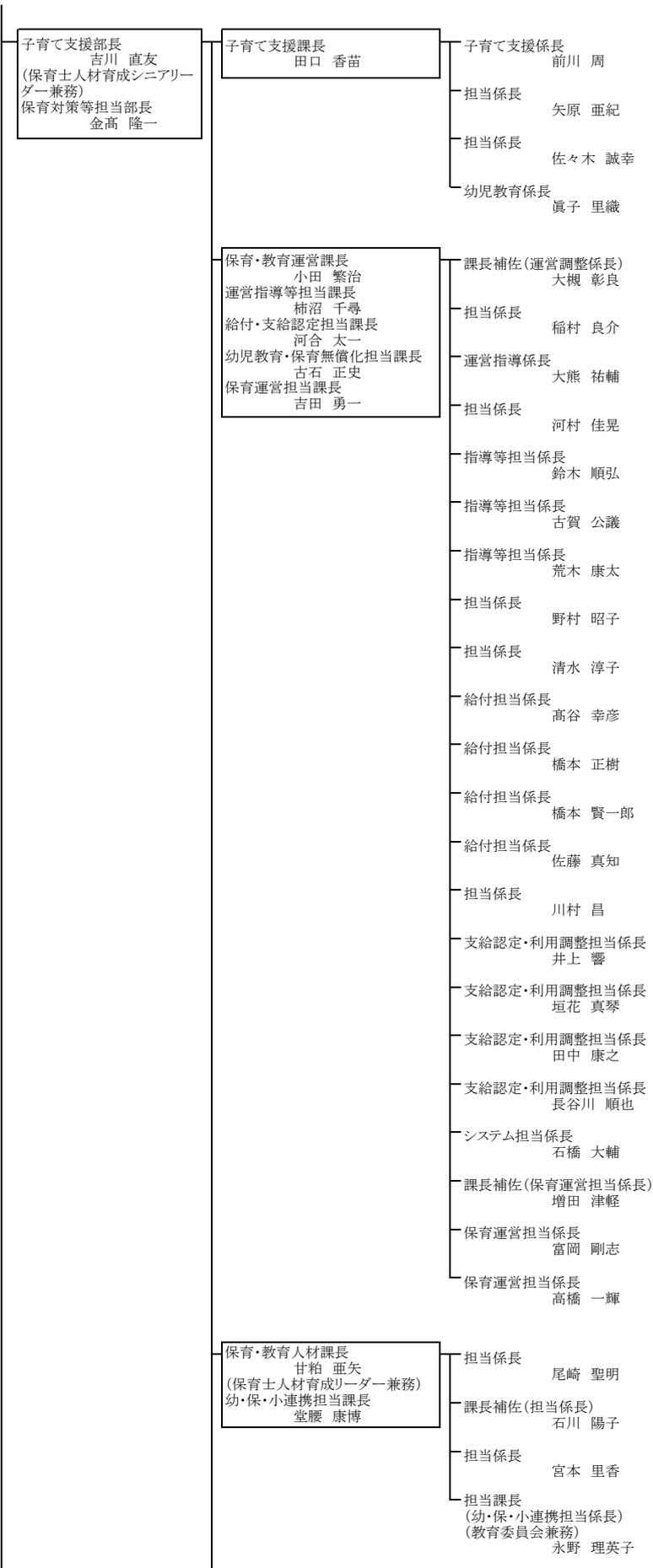


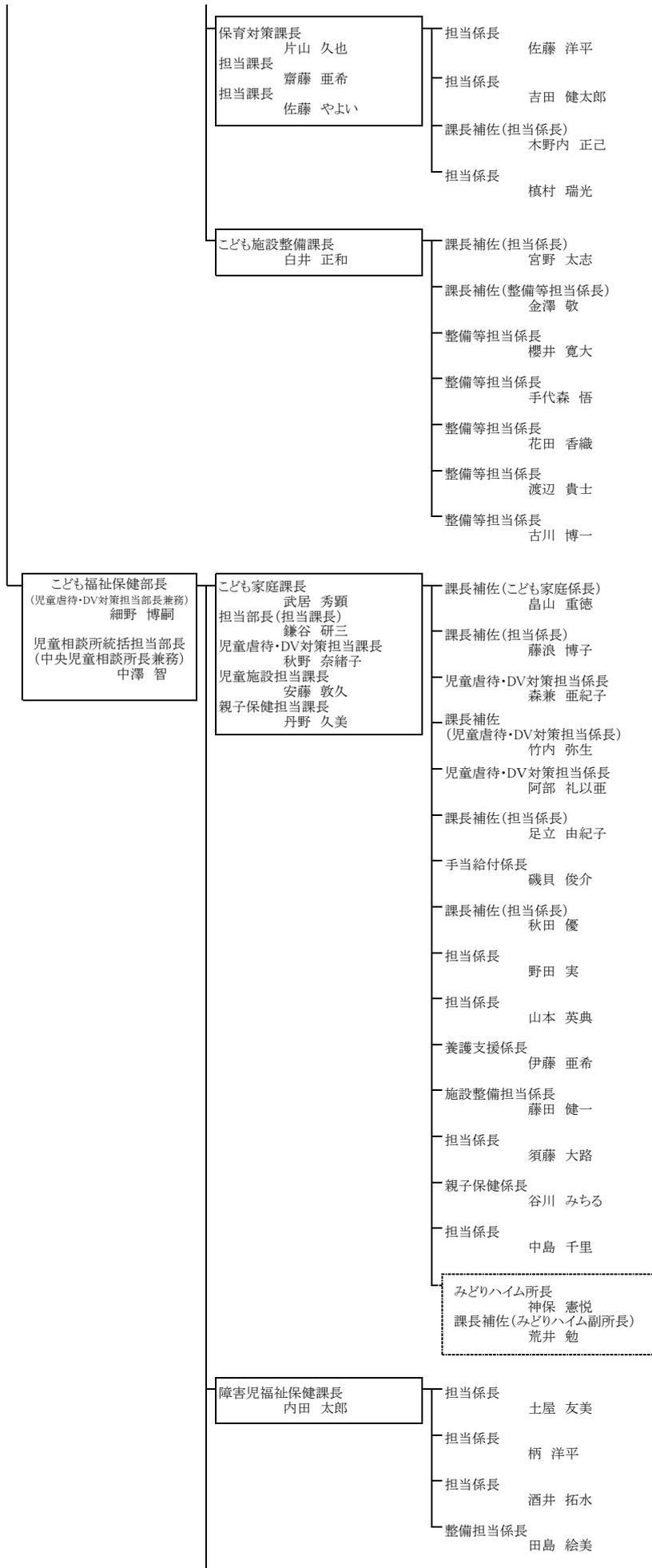
機構及び事務分掌

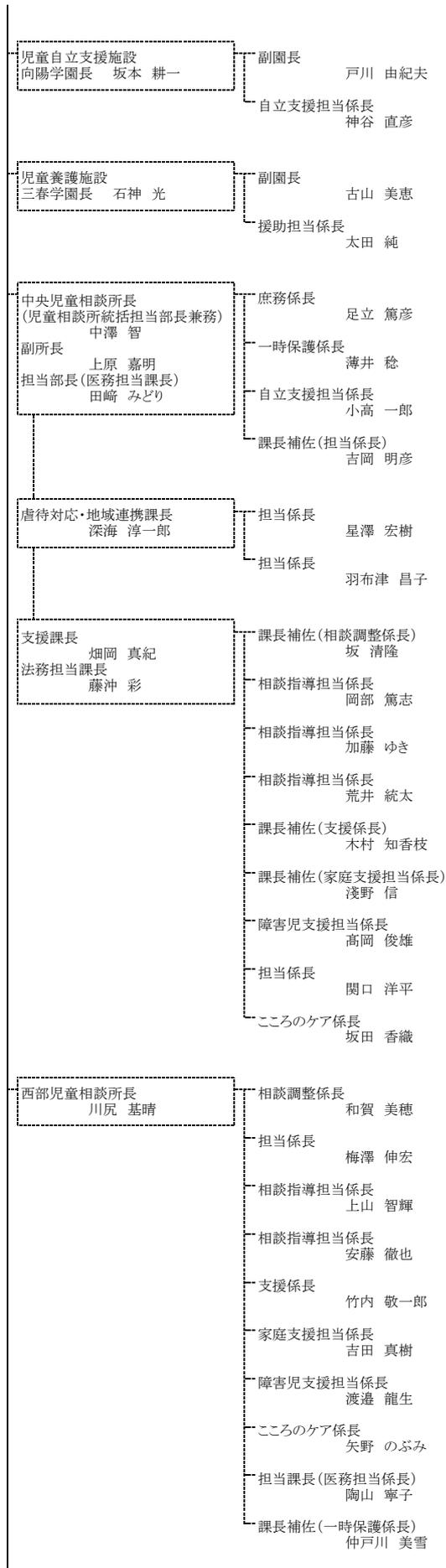
(令和元年5月)

こども青少年局









南部児童相談所長 原 彰彦 一時保護所担当課長 小國 徹	相談調整係長	高嶋 優子
	担当係長	中曽根 真一
	相談指導担当係長	畑井田 泰司
	相談指導担当係長	小谷 陽介
	支援係長	前野 敬子
	家庭支援担当係長	高橋 誠一郎
	障害児支援担当係長	横野 友美
	こころのケア係長	佐藤 典子
	担当課長(医務担当係長)	田口 めぐみ
	一時保護係長	我妻 徹
	北部児童相談所長 開地 秀明 一時保護所担当課長 中山 努	相談調整係長
担当係長		相原 健彦
相談指導担当係長		江口 拓也
相談指導担当係長		濱田 紘史
課長補佐(支援係長)		袴田 一範
家庭支援担当係長		古尾谷 佳美
障害児支援担当係長		上葛 卓哉
課長補佐(こころのケア係長)		鈴木 清
担当課長(医務担当係長)		渡邊 由佳
一時保護係長		稲垣 久美子

こども青少年局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

職員係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

企画調整課

企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。
- 4 横浜市子ども・子育て会議に関すること。
- 5 子ども・子育て支援新制度に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 6 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。

監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に関する企画及び連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関する

ること。

- 5 児童福祉施設等の監査に関すること。
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 7 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

青少年部

青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 青少年育成団体に関すること。
- 4 青少年指導員に関すること。
- 5 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 6 公益財団法人よこはまユースに関すること。
- 7 部内他の課の主管に属しないこと。

放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

子育て支援係

- 1 子育て支援に係る企画及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 部内他の課及び係の主管に属しないこと。

幼児教育係

- 1 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

保育・教育運営課

運営調整係

- 1 保育所等の運営管理の総合調整に関すること。
- 2 市立の保育所の調整に関すること。
- 3 その他保育所等に関すること（こども施設整備課の主管に属するものを除く。）。

運営指導係

- 1 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支弁及び委託費の支払等に関するこ

- と。
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成に関すること。
 - 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に要した費用の利用者負担に関すること。
 - 4 私立の保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
 - 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への措置の勧告及び命令、認可の取消し及び効力の停止等に関すること。
 - 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認可の取消しに関すること。
 - 7 横浜保育室事業の運営等に関すること。
 - 8 認可外保育施設の助成金の交付及び事業停止命令等に関すること。

保育・教育人材課

- 1 保育・教育に従事する人材の育成に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 2 保育・教育の調査研究に関すること。
- 3 保育・教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関すること。
- 4 保育・教育に係る研修の企画及び実施に関すること。
- 5 保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）の連携の推進に関すること。
- 6 保育所、認定こども園及び幼稚園と小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）の接続の推進に関すること。
- 7 保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の入所児童の歯科検診に関すること。
- 8 保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の給食指導に関すること。

保育対策課

- 1 待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。

こども施設整備課

- 1 保育所等の整備及び助成に関すること。
- 2 保育所の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関すること。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置の認可及び当該施設の休止、廃止等の認可に関すること。
- 4 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可並びにこれらの事業の休止及び廃止の承認に関すること。
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること（他の課の

主管に属するものを除く。)

- 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定に関する事（他の課の主管に属するものを除く。)

こども福祉保健部

こども家庭課

こども家庭係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及び心身障害児に関する施設を除く。養護支援係分担事務3を除き、以下この部において同じ。）等の企画及び設置に関する事。
- 2 母子福祉及び父子福祉に関する事（特別乗車券に関する事を除く。)
- 3 寡婦福祉に関する事。
- 4 母子福祉及び父子福祉並びに寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。以下この部中「母子父子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事。
- 5 母子父子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 6 児童福祉、母子福祉、父子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関する事。
- 7 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関する事（児童相談所の主管に属するものを除く。)
- 8 児童相談所との連絡調整に関する事。
- 9 女性に係る福祉の調整に関する事（政策局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。)
- 10 女性福祉相談に関する事。
- 11 部内他の課、係の主管に属しない事。

手当給付係

- 1 子ども手当、児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- 2 特別乗車券に関する事（他の局の主管に属するものを除く。)

養護支援係

- 1 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関する事。
- 2 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 3 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。以下この部において「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事（障害児福祉保健課及び他の部の主管に属するものを除く。以下この部において同じ。)
- 4 児童福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 5 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実

- 施費用並びに法外扶助に関すること。
- 6 市立の児童福祉施設の運営管理に関すること。
 - 7 里親の認定及び登録に関すること。
 - 8 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関すること。
 - 9 その他児童の養護に関すること。

親子保健係

- 1 母子保健に関すること(保健所事務分掌規則第4条こども家庭支援課の項第3号に掲げる事務を除く。)
- 2 母子の歯科保健に関すること。
- 3 不妊相談及び不妊治療費助成に関すること。
- 4 母子保健等に係る統計調査に関すること。

障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児(以下「障害児」という。)の福祉保健の推進に関すること(健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。)
- 2 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関すること。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業(障害児入所施設及び児童発達支援センターの心身障害児及び身体障害児に関する施設(以下この部中「障害児福祉施設」という。)に係るものを除く。)の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 6 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 7 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関すること。
- 8 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
- 9 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
- 10 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。
- 11 障害児に係わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 12 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- 13 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- 14 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及

び監督に関すること。

15 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。

16 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

令和元年度

事業概要

子ども青少年局

【目 次】

	頁
◎ 令和元年度こども青少年局運営方針	1
◎ 令和元年度こども青少年局予算案総括表	6
◎ 保育・教育の基盤づくり	7
◎ 幼児教育・保育の無償化	9
◎ 児童虐待対策の推進	11
◎ 子どもの貧困対策	13
1 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	15
○妊婦・産婦健康診査事業	○妊娠・出産サポート事業
○こんにちは赤ちゃん訪問事業	○母子保健コーディネーターの配置
○母子保健指導事業	○不妊相談・治療費助成事業
○乳幼児健康診査事業	○新生児聴覚検査事業
○歯科健康診査事業	○視聴覚検診事業
○育児支援事業	
2 地域における子育て支援の充実	17
○地域子育て支援拠点事業	○横浜子育てサポートシステム事業
○親と子のつどいの広場事業	○乳幼児一時預かり事業
○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	○子育て家庭応援事業
○子育て支援者事業	
3 新制度における保育・教育の実施等	19
○支給認定を受けた子どもの保育・教育	○市立保育所民間移管事業
○延長保育事業	○保育料納付促進事業
○補足給付費	○給食食材放射線測定事業
○保育・教育コンシェルジュの設置	○横浜保育室助成事業
○支給認定及び給付費の支給に関する事務	○認可外保育施設等利用料助成事業
○賃借料補助事業	○指導・監査
○年度限定保育事業	
4 多様な保育ニーズへの対応	21
○一時預かり事業	○病児・病後児保育事業
○幼稚園等における長時間預かり	○24時間型緊急一時保育事業
○休日保育	
5 保育所等整備事業	22
○保育所の整備	○地域型保育事業の整備
○認定こども園の整備	○保育所等ブロック塀安全対策事業
○横浜保育室の認可移行支援	
6 保育・教育の質向上・保育士等確保策	23
○保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり	○保育資源ネットワーク構築事業の充実
○保育・幼児教育の研修事業	○保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保
○保育・幼児教育の研究事業	
7 幼児教育の支援	25
○私立幼稚園就園奨励補助事業	○私立幼稚園等補助事業
○私立幼稚園等預かり保育事業	○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業
○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	○私立幼稚園等施設整備費補助事業
○私立幼稚園等一時預かり補助事業	○保育・幼児教育の質の向上
○特定教育・保育施設移行園保護者負担軽減補助事業	

8	放課後の居場所づくり ○放課後児童育成事業	○プレイパーク支援事業	26
9	すべての子ども・若者の健全育成の推進 ○青少年を育む地域の環境づくり ○青少年育成に携わる団体等の支援	○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営	27
10	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実 ○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業 ○若者サポートステーションにおける相談・支援	○よこはま型若者自立塾 ○寄り添い型生活支援事業	28
11	地域療育センター関係事業 ○地域療育センター運営事業 ○地域療育センター学校支援事業	○地域療育センター発達障害児通所支援事業	29
12	在宅障害児及び施設利用児童への支援等 ○障害児通所支援事業 ○学齢後期障害児支援事業 ○メディカルショートステイ事業	○医療環境整備事業 ○障害児入所支援事業等	30
13	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 ○児童相談所の運営と機能強化 ○区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止広報・啓発	○家庭訪問の充実	31
14	社会的養護の充実 ○児童福祉施設の整備 ○里親制度の推進 ○ファミリーホーム事業 ○自立援助ホーム事業	○養育家庭支援機能の強化 ○児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア ○児童措置費等	33
15	ひとり親家庭等の自立支援 ○ひとり親家庭等自立支援事業	○ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業	34
16	DV対策事業 ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○女性緊急一時保護施設補助事業	○加害者更生プログラムへの運営費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	35
17	児童扶養手当等 ○児童扶養手当 ○未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金	○特別児童扶養手当事務費 ○特別乗車券の交付	36
18	児童手当 ○児童手当		36
19	子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランス等の推進 ○横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定・推進 ○ワーク・ライフ・バランスの推進	○プレミアム付商品券事業 ○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進	37
20	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計) ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業		38

令和元年度 こども青少年局運営方針

I 基本目標

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現

II 目標達成に向けた施策

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」に沿って、幅広く子ども・青少年のための施策を推進し、「横浜市中期4か年計画」に掲げた目標の達成に向けて取り組めます。



< 重点的に取り組む施策 >

生まれる前から青少年期までの全ての子ども・青少年に対して、基本施策を着実に推進し、切れ目のない総合的な施策・事業を確実に実施するとともに、子どもたちが健やかに育つための安心・安全な環境をつくることにも重点を置いた取組を進めます。

1 保育所等待機児童解消の継続

保育所等への利用申請者数が年々増え続ける中、区局が連携し、認可保育所や幼稚園などの既存資源を一層活用するとともに、保育ニーズが高いエリアを重点に必要な施設・事業の整備を進めるなど、地域の状況に応じた対策を講じます。

また、引き続き、保育・教育コンシェルジュがお一人おひとりのニーズを伺い、その方に合った保育サービスを丁寧にご案内します。

あわせて、保育士等の確保に向け、養成施設卒業生、潜在保育士、試験合格者などを対象に、市内保育所等への就労促進及び就業継続の取組を更に充実します。

【主な事業・取組】

- 保育所等の整備の推進<拡充>
- 保育・教育コンシェルジュの設置
- 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保<拡充>

2 児童虐待防止への取組の充実

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、児童虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速・的確な対応、重篤化の防止、社会的養護の充実に取り組めます。また、児童虐待防止に向けた国の緊急総合対策^{*1}及び抜本的強化対策^{*2}を踏まえ、これまでの取組を更に強化します。

※1：児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

※2：児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

【主な事業・取組】

- 母子保健コーディネーターの配置<拡充>
- 妊娠・出産サポート事業<拡充>
- 未就園児等の把握<新規>
- 児童相談所の再整備<拡充>
- 児童相談所の法的対応力の強化<拡充>
- 虐待対応に関わる職員の専門性強化の取組<拡充>

3 子どもの貧困対策の推進

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、子どもの生活・学習支援の拡充や、いわゆる「子ども食堂」等の地域における子どもの居場所づくりに対する支援、特に困難を抱えやすいひとり親家庭や児童養護施設等を退所した子どもへの支援に取り組みます。

【主な事業・取組】

- 寄り添い型生活支援事業<拡充>
- 「子ども食堂」等の地域における子どもの居場所づくり推進事業<拡充>
- ひとり親家庭等自立支援事業<拡充>
- 児童扶養手当支給事業（支給回数年3回から年6回へ変更）

4 全ての子育て家庭への支援の充実

地域において安心して子育てができるよう、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などを充実させるとともに、質の維持・向上を図るなど、全ての子育て家庭への支援に係る施策を総合的に推進します。

また、子どもの豊かな育ちを保障するため、乳幼児期の保育・教育に携わる職員が専門性を高められるよう、研修・研究の機会を拡充するとともに、保育所等への指導・監査を充実し、保育・教育の質の維持・向上を目指します。さらに、横浜の保育・教育の方向性を示す「横浜こども指針(仮称)」を策定します。

【主な事業・取組】

- 地域子育て支援拠点サテライト等、地域における親子の居場所の整備<拡充>
- 横浜子育てパートナーの拡充と地域子育て支援フォーラムの実施<拡充>
- 保育・教育施設等の職員向けの研修実施及び園内研修・研究の取組支援<拡充>
- 「横浜こども指針(仮称)」の策定<新規>

5 放課後児童支援策の充実

子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、「放課後キッズクラブ」の全校展開を完了させるとともに、「放課後児童クラブ」の面積及び耐震基準への適合支援策を強化し、全クラブの基準適合を目指します。

また、放課後児童健全育成事業所等の人材確保の支援や事業所職員向けの研修を行うなど、質の向上に取り組みます。

【主な事業・取組】

- 放課後キッズクラブ整備事業
- 放課後児童クラブの分割・移転等支援<拡充>

6 困難を抱える若者支援策の充実

相談支援や居場所の提供、就労訓練プログラムの提供など、若者の状況に応じた段階的支援に取り組みます。また、地域ユースプラザが、区役所での定期的な専門相談や、地域でのひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施し、適切な支援につなげることで、困難を抱える若者の自立支援を推進します。

【主な事業・取組】

- 青少年相談センター事業
- 地域ユースプラザ事業
- 若者サポートステーション事業

【幼児教育・保育の無償化】

令和元年10月から始まる幼児教育・保育の無償化を、円滑かつ着実に実施します。

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

1 人材育成・チーム力の強化

- 職員の力を最大限に発揮できるよう、責任職は、職員自らがよく考え、日々の仕事を進められるよう支援するとともに、「横浜市人材育成ビジョン」を踏まえ、OJTや研修参加等も含め、職員の能力開発に取り組みます。
- 職員間のつながりや相互の情報共有を充実し、課を超えた業務連携や連続性を意識した施策を検討・実施するとともに、改革推進委員会などにより「チームこども」の機運を醸成します。
- 「子ども・青少年にとって」の視点から、区や関係局とも組織を超えて連携し「チーム横浜」として施策・事業に取り組みます。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現とワークスタイル改革の推進

- 職員一人ひとりが、働き方を見直し、主体的に家事・育児、地域活動、個人の自己啓発等仕事以外の「生活」との調和を図り、心身ともに健康でいきいきと働ける職場環境づくりを推進します。
- 責任職は、長時間労働の是正に向け、職員の状況に応じた仕事と家庭の両立を支援するとともに、業務の適切な進捗管理や職員間の協力体制の確保、業務量の適正化など、職場マネジメントを推進します。
- 職員一人ひとりがペーパーレスや文書整理の徹底、会議の効率化など具体的な取組を進めるとともに、横浜版フレックスタイムの活用などワークスタイル改革を推進します。

3 市民満足（CS）と職員満足（ES）の向上

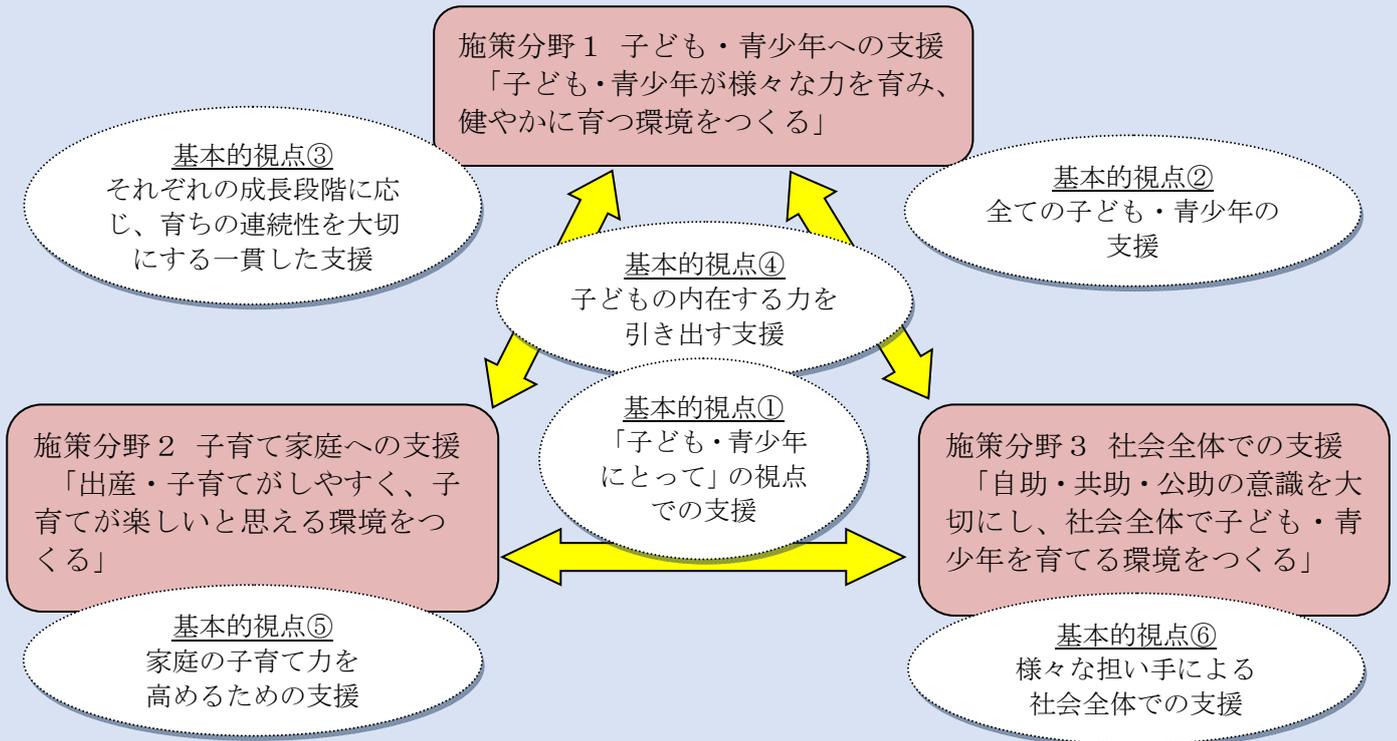
- 子どもたちの視点に立った支援を行うとともに、市民や事業者に寄り添ったわかりやすく丁寧な対応を心がけます。
- 活発なコミュニケーションが行われ、職員同士が「認め合う・支え合う」働きやすい職場環境づくりを進め、責任職は職員一人ひとりへ日々の取組に対する「感謝」や今後に向けての「期待」を具体的に伝えます。
- 職場全体でリスクマネジメントに取り組み、市民対応の最前線である区などと連携を図りながら、不適切事務処理等の防止など適正な業務執行に努め、市民等の期待や信頼に応える行政を推進します。

4 協働と共創の推進

- 未来を担う子ども・青少年の健やかな育ちを社会全体で支えるため、保育所や幼稚園、学校、地域、NPO 法人、医療機関、企業など様々な主体との連携・協働、共創による取組を推進します。
- 職員一人ひとりが、子どもや青少年を取り巻く社会情勢の変化にアンテナを張るとともに、積極的に地域に出向き、現場の声を聞くなど、現場発意の施策立案・改善を推進します。

◎横浜市子ども・子育て支援事業計画の施策体系と事業概要の関連項目◎

● 3つの施策分野と6つの基本的な視点



● 施策体系と事業概要の関連項目

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 「乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援」

新制度における保育・教育の実施等 / 保育所等整備事業
保育・教育の質向上・保育士等確保策 / 幼児教育の支援 / 放課後の居場所づくり

基本施策② 「学齢期から青少年期までの子ども・青少年の育成施策の推進」

放課後の居場所づくり / すべての子ども・若者の健全育成の推進
困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策③ 「障害児への支援」

地域療育センター関係事業 / 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

基本施策④ 「若者自立支援の充実」

すべての子ども・若者の健全育成の推進 / 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

施策分野2 出産・子育てが楽しいと思える環境をつくる

基本施策⑤ 「生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援」

妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実 / 多様な保育ニーズへの対応

基本施策⑥ 「地域における子育て支援の充実」 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ 「ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応と未然防止」

ひとり親家庭等の自立支援 / DV対策事業 / 児童扶養手当等
母子父子寡婦福祉資金貸付事業

施策分野3 「自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる」

基本施策⑧ 「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」

区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 / 社会的養護の充実

基本施策⑨ 「ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進」

子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランス等の推進

その他 児童手当

「子どもの貧困対策」 子どもの貧困対策の推進



令和元年度 　こども青少年局予算案総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	平成30年度	令和元年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	279,720,105	297,121,314	17,401,209	6.2	
青少年費	21,463,407	21,566,720	103,313	0.5	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	161,497,236	176,471,737	14,974,501	9.3	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	96,759,462	99,082,857	2,323,395	2.5	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	629,772	639,141	9,369	1.5	
特別会計繰出金	629,772	639,141	9,369	1.5	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	280,349,877	297,760,455	17,410,578	6.2	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	473,759	639,627	165,868	35.0	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	473,759	639,627	165,868	35.0	

保育・教育の 基盤づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期です。

子どもの豊かな育ちを支えるためには、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園など育ちの場が変わっても、子どもの最善の利益が尊重されることが大切です。

質の維持・向上

子どもの豊かな育ちを支えるためには、全ての保育所や幼稚園等で、保育士や幼稚園教諭などの保育者が高い専門性と意欲を持っていることが大切です。保育・教育の質の維持・向上に向けた取組内容や推進体制等について検討を行うとともに、研修の充実など人材育成に取り組みます。

あわせて、施設・園がその保育者を支え、適切に運営できる体制を整えることにより、質の高い保育を保障していきます。

受入枠の拡大

あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い、本市における保育所等の利用希望は年々増加しており、保育ニーズへの対応が必要です。

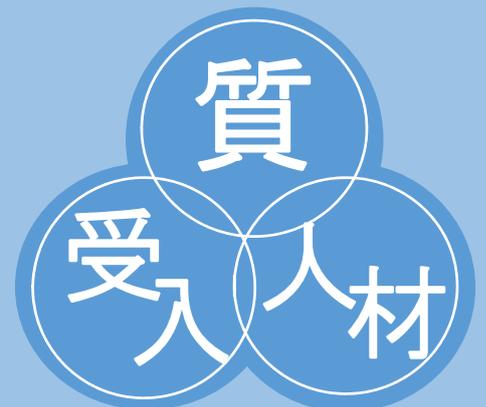
保育所等の新規整備などにより、受入枠の拡大に取り組みます。

保育士等の確保

保育士需要が高まる一方で、養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、新たな担い手の確保が厳しい状況にあります。また、保育士等が自信と誇りを持って長く働ける職場環境の構築が重要となっています。

危機感をもって保育士等の採用と定着の支援を進め、子どもの豊かな育ちを支える保育士等の確保に取り組みます。

令和元年度も、引き続き「質の維持・向上」「受入枠の拡大」「保育士等の確保」に、三位一体で取り組み、未来を創る子どものため、しっかりと横浜の保育・教育の基盤づくりを進めます。



令和元年度の重点取組

1 質の維持・向上

主な事業・取組名		主な取組内容等
人材育成等	(1) 保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり <新規・拡充> 【8,433万円】	<ul style="list-style-type: none"> ○保育・教育の質の維持・向上をより一層進めるため、学識経験者、保育・教育関係者等で構成する意見交換会を開催し、意見を伺いながら、全ての保育・教育施設で共有できる「横浜こども指針（仮称）」を策定します。 ○園内研修が行えるリーダーの育成を引き続き行うとともに、<u>園長・施設長向けの研修を新たに開催し、園全体で取り組めるよう支援します。</u>（定員 100 人）
	(2) 保育・幼児教育の研究事業 <拡充> 【1,280万円】	○幼保小連携推進地区事業に加え、 <u>新たに接続期カリキュラム研究推進地区事業を実施し、「接続期カリキュラム」の研究開発を行い全市に発信します。</u> （4地区・参加見込数 15園・校）
指導監査	(3) 指導・監査 【1,912万円】	<ul style="list-style-type: none"> ○施設長や運営法人の管理責任者等を対象に、施設経営や組織運営等にかかる講習を実施します。 ○巡回訪問員が施設等を訪問し、保育の質の確保や保育中の重大事故の防止等を目的とした、現場確認及び支援・助言を行います。 ○施設等への定期監査、課題施設への事前通告なしの書類点検等を引き続き実施します。また、専門家の支援を得ながら監査の質向上に取り組みます。

2 受入枠の拡大

主な事業・取組名		主な取組内容等
(1)	保育所等整備事業 <拡充> 【37億 5,497万円】	○「子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」に基づき、 <u>新たに 2,289 人分の認可保育所等を整備します。</u> また、定員に空きがある施設の定員構成を変更すること等により既存施設の有効活用を進めます。
(2)	幼稚園等における長時間預かり <拡充> 【34億 8,399万円】	○多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的として私立幼稚園等預かり保育事業を拡充するとともに、幼稚園での2歳児受入れを進めます。 (私立幼稚園等預かり保育事業：204園、2歳児受入れ：7園)

3 保育士等の確保

主な事業・取組名		主な取組内容等
保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保 <拡充> 【17億 2,615万円】	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保育士修学資金貸付事業</u>について、市内保育所等に従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対して、保育士修学資金の貸付を実施します。なお、卒業後市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。本事業は国費を活用し、<u>新たに令和3年度までの3か年分を計上しています。</u> (貸付対象数：50人/年) ○<u>保育・教育人材確保事業</u>について、<u>保育関係団体が独自に行う人材確保の取組のための補助</u>を行います。 ○<u>保育士宿舍借り上げ支援事業</u>について、市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに宿舍を借り上げるための補助を行います。 (申請見込件数：2,894戸) 	

幼児教育・ 保育の 無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。（令和元年10月から）

幼児教育・保育の無償化の概要

1 幼稚園、保育所、認定こども園の利用者

- ◇ 3歳児から5歳児の全ての子どもの利用料を無償化
 - ・子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として月額25,700円まで助成
 - ・幼稚園及び認定こども園（教育利用）については、満3歳から無償化
- ◇ 0歳児から2歳児の子どもの利用料については、市民税非課税世帯を対象として無償化

2 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の利用者

- ◇ 市民税非課税世帯を対象として無償化

3 私立幼稚園等預かり保育事業の利用者

- ◇ 私立幼稚園等預かり保育事業を利用する3歳児から5歳児の子どもについては、預かり保育の利用料を無償化
※国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する子どもの利用料については、市単独助成として無償化します。

4 横浜保育室（0～2歳児）、年度限定保育事業の利用者

- ◇ 市民税非課税世帯を対象として無償化

5 認可外保育施設等の利用者

- ◇ 認可外保育施設等を利用する子どもについても、保育の必要性があると認定された3歳児から5歳児の子どもを対象として、月額37,000円を上限に利用料を助成
- ◇ 0歳児から2歳児の子どもについては、保育の必要性があると認定された市民税非課税世帯を対象として、月額42,000円を上限に利用料を助成

【対象施設・サービス】

- ・一般的な認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設
- ・子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業
- ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業

※無償化の対象となる認可外保育施設等は、届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも5年間の猶予期間が設けられ、無償化の対象となる予定です。

6 障害児通園施設等（※）の利用者

- ◇ 3歳児から5歳児の子どもについて、利用料を無償化
- ◇ 幼稚園、保育所、認定こども園と障害児通園施設等を併用する場合は、いずれも無償化の対象
（※障害児通園施設等：児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設）

【参考】幼児教育・保育の無償化の対象範囲等

施設・事業名	3～5歳児	0～2歳児
幼稚園、保育所、認定こども園	全員※1	市民税非課税世帯のみ
地域型保育事業	—	市民税非課税世帯のみ
私立幼稚園等預かり保育事業	全員	—
横浜保育室、年度限定保育事業	—	市民税非課税世帯のみ※2
認可外保育施設等※3	全員	市民税非課税世帯のみ
障害児通園施設等	全員	市民税非課税世帯のみ

※1：幼稚園及び認定こども園（教育利用）については、満3歳から対象

※2：年度限定保育事業は1・2歳児のみが対象

※3：保育の必要性があると認定された子どもが対象

幼児教育・保育の無償化に係る令和元年度予算額

1 幼児教育・保育の無償化に係る事業費

事業・取組名	令和元年度 予算額	そのうち
		無償化に係る予算額 (令和元年10月から開始)
施設型給付費・地域型保育給付費	1,052億6,098万円	28億7,612万円
私立幼稚園就園奨励補助	61億4,535万円	24億2,483万円
私立幼稚園等預かり保育補助事業	33億9,998万円	3億5,418万円
認可外保育施設等利用料助成事業 ※	37億7,992万円	6億8,795万円
障害児通園施設等に係る無償化	135億4,092万円	1億575万円
合計	1,321億2,715万円	64億4,883万円

※ 横浜保育室、年度限定保育事業を含む

【参考】新制度の対象施設やそれ以外の事業等については国1/2：県1/4：市1/4、
公立施設は市10/10で予算を計上。なお、令和元年度に要する地方負担分は全額国費。

2 幼児教育・保育の無償化に係る事務費

事業・取組名	令和元年度 予算額
幼児教育・保育の無償化に係る事務 ＜主な内容＞ ・ 幼児教育・保育の無償化に係る支払事務 ・ 幼児教育・保育の無償化に係る支給認定事務 ・ システム改修経費	4億8,237万円

【参考】事務費及びシステム改修経費については全額国費で予算を計上。

児童虐待 対策の 推進

平成26年6月に制定された「横浜市子供を虐待から守る条例」及び「児童虐待に対する8つの対策」を基に、総合的な児童虐待対策に取り組みます。

令和元年度は、国の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて、児童相談所及び区の体制強化を図るとともに、人材育成や支援策の充実など、これまでの取組を更に強化し、子どもの安全確保を最優先として、対策を進めていきます。

横浜市の児童虐待に対する8つの対策と国の緊急総合対策の概要

◇横浜市の児童虐待に対する8つの対策

児童虐待の未然防止から発生時対応、再発防止、児童の自立に向けた支援に至るまでの対応を、「8つの対策」にまとめ、総合的に取り組んでいます。

対策 1	支援策の充実	対策 5	関係機関相互の連携強化
対策 2	体制の整備・強化	対策 6	社会的養護の推進
対策 3	組織的対応の強化	対策 7	広報啓発の強化
対策 4	人材育成	対策 8	地域子育て支援の推進

◇国の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって取り組む対策です。平成30年12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）が決定し、児童相談所・市町村の体制及び専門性の強化に積極的に取り組むことが示されました。

令和元年度の重点取組

1 支援策の充実：区・児童相談所などの支援策を充実することで、虐待の未然防止から再発防止まで、それぞれの対策を強化し、子どもの安全を守ります。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 母子保健コーディネーターの配置<拡充>（子育て世代包括支援センター事業）【1億2,080万円】	母子保健コーディネーターのモデル配置（新規5区、継続6区、計11区）により、妊娠期からの相談支援を充実します。
(2) 妊娠・出産サポート事業<拡充>【3,999万円】	「にんしんSOSヨコハマ」の運営、産後母子ケア事業のほか、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談（仮称）」をモデル実施します。
(3) 未就園児等の把握<新規>（児童虐待防止啓発地域連携事業）【2,132万円】	児童虐待防止のため、未就園児等で保育所や幼稚園等の所属がなく、福祉サービス等の利用がない子どもの安全確認・安全確保を図ります。

2 体制の整備・強化：支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制を強化します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 公立児童福祉施設整備事業<拡充>【4,210万円】	増加する児童虐待対応と支援強化のための再整備を行います。 ・西部児童相談所の再整備に係る実施設計 ・北部児童相談所のレイアウト変更
(2) 児童相談所の法的対応力の強化<拡充>	児童相談所の法的対応力のより一層の強化のため、中央児童相談所に弁護士1名を常勤配置します。

3 組織的対応の強化：「子ども虐待対応における連携強化指針」に基づいて区と児童相談所の連携を強化し、組織的対応を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
児童虐待初期対応事業 (児童虐待防止対策事業) 【1億2,365万円】	「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営や調査、一時保護の実施など、24時間・365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

4 人材育成：区の虐待対応力の向上と、児童相談所の専門性強化に加え、関係機関を対象にした研修を充実します。

事業・取組名	主な取組内容等
専門性強化の取組<拡充> (児童虐待防止啓発地域連携事業・児童虐待防止対策事業) 【2,140万円】	虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員及び児童相談所職員向けの専門家による研修や新たに中堅職員に向けたスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図ります。

5 関係機関相互の連携強化：要保護児童対策地域協議会の充実により、関係機関相互の多様なネットワークを形成し、連携強化を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
要保護児童対策地域協議会の機能強化 (児童虐待防止啓発地域連携事業) 【545万円】	地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。

6 社会的養護の推進：児童福祉施設の整備、家庭的な環境での養育の推進、退所後児童に対するアフターケアの充実など、子どもを支える一貫した社会的養護体制づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 里親制度の推進<拡充> 【3,590万円】	広く市民に向けた制度説明会や広報を拡充するとともに、里親家庭の支援体制を充実するため、研修や交流サロン等を行う里親支援機関の強化等を図ります。
(2) 養育家庭支援機能の強化 (横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業)<拡充> 【4億267万円】	横浜型児童家庭支援センターを全区に設置します。 (新規5か所、継続13か所)

7 広報啓発の強化：支援を必要とする保護者に向けた啓発の取組や、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
広報・啓発 <拡充> (児童虐待防止啓発地域連携事業・児童虐待防止対策事業) 【732万円】	市内の新生児の保護者に向けた乳幼児期の児童虐待防止に関するリーフレット及び子育てに悩んでいる保護者に向けた体罰によらない育児等のリーフレットを新たに作成するなど、引き続き全市的な広報・啓発を実施します。

8 地域子育て支援の推進：育児の孤立化を防止し、安心して子育てができる環境をつくるため、地域における多様な子育て支援策を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
地域子育て支援拠点事業<拡充> 【11億592万円】	地域子育て支援拠点サテライトの設置(新規1か所、継続4か所)と拠点サテライトにおける利用者支援事業を実施(新規2か所、継続3か所)します。

子どもの貧困対策

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」（平成 28 年度～令和 2 年度）に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

令和元年度は、子どもの生活・学習支援の実施か所数等を拡充するなど、将来の自立に向けた基盤づくりを着実に推進します。また、いわゆる「子ども食堂」等の地域における子どもの居場所づくりに対する支援や、特に困難を抱えやすいひとり親家庭や児童養護施設等を退所した子どもへの支援に取り組みます。

横浜市子どもの貧困対策に関する計画の概要

◇子どもの貧困対策の基盤

子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

（乳幼児期の教育・保育の保障 / 学齢期の全ての子どもに対する教育の充実）

◇5つの施策の柱 ※()は主な取組例

- 施策 1 気づく・つなぐ・見守る （学校と区役所等の連携 等）
- 施策 2 子どもの育ち・成長を守る （ひとり親家庭児童の夕方以降の生活の支援 等）
- 施策 3 貧困の連鎖を断つ （将来の自立のための高校進学に向けた学習支援 等）
- 施策 4 困難を抱える若者の力を育む （困難を抱える若者の自立に向けた環境整備 等）
- 施策 5 生活基盤を整える （生活保護などの生活基盤を支える現金給付 等）

令和元年度の重点取組

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	寄り添い型生活支援事業 ＜拡充＞ 【1 億 3,171 万円】	養育環境に課題がある子どもの生活習慣（食事、歯磨き、掃除など）の習得及び向上、学習支援を実施します。 ○実施か所数 2 か所増（令和元年度：14 か所）
(2)	ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業 【555 万円】	ひとり親家庭の子どもに対する食事の提供を含む、夕方以降の生活を支援します。（令和元年度：2 か所）
(3)	寄り添い型学習支援事業 ＜拡充＞ 《健康福祉局》 【2 億 2,156 万円】	生活困窮世帯の子どもへの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上のための学習支援及び高校進学後の中退防止の取組を実施します。 ○中学生の受入数 105 人増（令和元年度：18 区 1,055 人）
(4)	放課後学び場事業＜拡充＞ 《教育委員会事務局》 【695 万円：中学校】 【210 万円：小学校】	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を実施します。（学校等において実施）1 校あたり上限 10 万円 ○実施校数(令和元年度：中学校 76 校(18 校増)、小学校 21 校)
(5)	就学援助等対象者へのハマ弁の提供＜拡充＞ 《教育委員会事務局》 【1 億 4,919 万円】	ハマ弁の無償提供の対象者を、8 月末から就学援助等対象者にも拡充します。

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	地域における子どもの居場所づくり推進事業<拡充> 【1,200万円】	いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が市全域で推進されるよう、機運の醸成や立ち上げ・継続支援など総合的な取組を実施します。 ○ <u>市民向けフォーラムの開催</u> やウェブサイトによる情報提供・発信 ○ <u>月2回以上の取組の立ち上げ・拡充に対する助成の全区展開</u> ○ <u>子どもの居場所づくりアドバイザーの派遣や地域の取組支援に関する好事例の横展開に向けた事例集の作成</u> 等
(2)	地域の子育て支援事業者等に向けたセミナーの実施<新規> 【60万円】	<u>「気づく・つなぐ・見守る」ためのスキル向上及び事業者間の連携促進を図るため、地域の子育て支援事業者等を対象にセミナーを実施します。</u>
(3)	ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施 (地域ユースプラザ事業) 【126万円】	支援につながっていないひきこもりの方を支援につなげるため、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施します。(18区：各区1回)

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	児童扶養手当<制度改正> 【120億3,542万円】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るために支給する児童扶養手当について、 <u>支給回数を年3回から年6回に変更します。</u> (令和元年11月支払い分から実施)
(2)	ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 【2億5,383万円】	ひとり親家庭に対する就業や子育て・生活の支援など、総合的な自立支援を進めます。 ○ <u>ひとり親の親講座及び父子家庭向け交流事業の実施</u> ○ <u>高等職業訓練促進給付金事業の実施(修業最終年度の支給額の増及び4年課程への支給期間の延長)</u> ○ <u>自立支援教育訓練給付金の実施(対象講座の拡大及び支給限度額の増)</u> 等
(3)	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金<新規> 【3,497万円】	<u>臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対し、17,500円の給付金を支給します。</u>

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「児童養護施設等を退所した子どものアフターケア」

事業・取組名		主な取組内容等
	施設等を退所する子どもへの支援 【3,286万円】	支援拠点(よこはまPortFor)の運営や、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施します。また、資格等取得や大学等初年度納入金等を支給し、進学・就職後のフォローアップを行います。

1		妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実		<u>事業内容</u>	
本年度		千円	4,837,241	1 妊婦・産婦健康診査事業	24億6,437万円
前年度			4,813,939	(1) 妊婦健康診査	
差引			23,302	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	(延べ見込人数：356,212人)
本年度の財源内訳	国		678,005	(2) 産婦健康診査	
	県		132,789	産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。	(延べ見込人数：28,962人)
	その他		9,114	2 こんにちは赤ちゃん訪問事業	9,439万円
	市費		4,017,333	子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。	(訪問見込件数：27,273件)
3 母子保健指導事業					7,406万円
母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親（両親）教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。				(訪問見込件数：12,100件)	
また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。					
4 乳幼児健康診査事業<拡充>					6億6,614万円
<u>(1) 乳幼児健康診査<拡充></u>					
区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、健康管理や栄養、生活習慣の確立、その他育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。					
また、母子保健システムの改修を行い、乳幼児健診情報等のマイナポータルでの閲覧や、市町村間での情報連携を行うための準備を進めます。					
				(受診見込件数：82,283件)	
(2) 医療機関乳幼児健康診査					
医療機関乳幼児健康診査の受診票を3回分発行し、生後1か月、7か月、及び12か月での受診を勧奨し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。					
				(受診見込件数：62,322件)	
(3) 未受診者対策					
乳幼児健診等の受診状況を母子保健システムで確認し、迅速に受診勧奨を行うとともに相談支援を実施します。					
5 歯科健康診査事業					1億4,154万円
(1) 妊婦歯科健康診査					
妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。					
また、女性の生涯を通じた歯の健康及び生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長に寄与します。					
				(受診見込件数：9,365件)	
(2) 乳幼児歯科健康診査					
区福祉保健センターにおいて乳幼児歯科健診・保健指導（4か月児・1歳6か月児・3歳児）を行います。また、妊産婦・乳幼児に対する歯科相談事業を実施します。					
				(受診見込件数：101,283件)	

6 育児支援事業

1億9,583万円

(1) 育児支援家庭訪問事業

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員・アルバイト）が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。（延べ訪問見込件数：6,740回）

(2) 産前産後ヘルパー派遣事業

育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。（延べ利用見込件数：11,500回）

7 妊娠・出産サポート事業＜拡充＞

3,999万円

(1) 妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防につなげます。（10:00～22:00 365日開設）

(2) 産後母子ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所等を活用し、母子デイケア・ショートステイサービスを提供することにより、産後の支援を充実し、育児不安の早期解消を図ります。（利用見込者数：304人、延べ利用見込日数：967日）

(3) 訪問型母乳相談事業

産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、乳房マッサージや具体的な相談対応を行います。（利用見込者数：220人、延べ利用見込件数：660件）

(4) 産後うつ対策事業＜拡充＞【再掲】（11ページ参照）

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行います。

妊産婦やその家族に向けた産後うつの啓発及び支援者向けの研修を行うとともに、産後うつのフォロー体制構築に向け、関係機関の連携を図る検討会を開催します。

また、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦やその家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するためのモデル事業（おやこの心の相談（仮称））を実施します。

8 母子保健コーディネーターの配置＜拡充＞【再掲】（11ページ参照）

1億2,080万円

子育て世代包括支援センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。（モデル実施：新規5区、継続6区）

9 不妊相談・治療費助成事業＜拡充＞

8億9,316万円

(1) 不妊・不育相談

不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・助産師による専門相談を実施します。

(2) 特定不妊治療費の助成＜拡充＞

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療費（体外受精及び顕微授精）の一部について助成します。また、特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療の費用について、初回助成の上限額を30万円に増額します。

（特定不妊治療費助成見込件数：4,986件、男性不妊治療費助成見込件数：30件）

10 新生児聴覚検査事業

7,642万円

新生児期に聴覚の異常を発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期支援を図るために、検査費用の一部を助成し、受診を促します。

（受診見込人数：29,209人）

11 視聴覚検診事業＜拡充＞

7,055万円

視覚及び聴覚の異常を早期に発見し早期に療育等を行うため、視聴覚検診の対象年齢を4歳から3歳に引き下げます。令和元年度は4歳児と3歳児に検診を実施します。

（受診見込人数：28,100人（4歳児）、28,940人（3歳児））

2	地域における子育て支援の充実		事業内容	
			<p>子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として各区に設置している地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、認定こども園、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実を図り、地域における子育て支援を実施します。</p>	
	本 年 度	千円 2,240,874	<p>1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 11億592万円</p> <p>(1) 地域子育て支援拠点の運営</p> <p>ア 実施内容</p> <p>(ア) 親子の居場所事業 (イ) 相談事業 (ウ) 子育て情報の収集・提供事業 (エ) 利用者支援事業 (オ) 子育て支援ネットワーク事業 (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業 (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局</p> <p>イ 実施か所数 継続18か所（全区）</p> <p>ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施</p>	
	前 年 度	2,157,123		
	差 引	83,751		
本年度の財源内訳	国	422,842	<p>(2) <u>地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備<拡充>【再掲】</u>（12ページ参照）</p> <p>ア 実施内容</p> <p>乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを新たに整備します。既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに設置し、その地域の中核として既存の拠点と一体的に運営します。</p> <p>(ア) 親子の居場所事業 (イ) 子育て情報の収集・提供事業 (ウ) 相談事業</p> <p>※子育て支援ネットワーク事業及び子育て支援関係者の人材育成事業については、既存拠点と一体的に実施</p> <p>イ 実施か所数 <u>新規1か所（都筑区/令和元年10月開所予定）</u>、継続4か所</p> <p>(3) <u>拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充>【再掲】</u>（12ページ参照）</p> <p>子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。</p> <p>ア 実施か所数 <u>新規2か所（戸塚区、都筑区）</u>、継続3か所</p>	
	県	424,436		
	その他	12,151		
	市 費	1,381,445		
			<p>2 親と子のつどいの広場事業<拡充> 4億2,594万円</p> <p>(1) 実施内容 親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。</p> <p>(2) 実施場所 商店街の空き店舗、マンション、アパート等</p> <p>(3) 実施か所数 <u>新規4か所</u>、継続63か所</p> <p>(4) 一時預かり事業 実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。 実施か所数 : <u>新規2か所</u>、継続30か所 定員 : <u>102人</u></p>	

3 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>

2億8,483万円

- (1) 実施内容
施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。
- (2) 実施か所数
ア 週3日以上開設する常設園
新規3か所、継続67か所
イ 開設日が週3日未満の非常設園
新規1か所、継続353か所

4 子育て支援者事業

7,142万円

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を実施します。

- 実施開催数 継続180会場

5 横浜子育てサポートシステム事業

3,491万円

- (1) 実施内容
利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。
- (2) 会員数（平成31年3月末時点）
○ 利用会員(11,126人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
○ 提供会員(2,220人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
○ 両方会員(841人)・・・利用会員かつ提供会員の方

6 乳幼児一時預かり事業<拡充>

3億1,114万円

- (1) 実施内容
育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。
- (2) 実施か所数、定員
○ 8時間実施施設：継続13か所 187人
○ 11時間実施施設：新規1か所、継続10か所 156人

7 子育て家庭応援事業

671万円

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや、設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。

- 協賛店舗・施設数 4,544店舗・施設（平成31年3月末時点）



【地域子育て支援拠点】
（戸塚区・とつとの芽）



【乳幼児一時預かり事業】
（青葉区・子どもミニデイサービス まーぶる）

3	新制度における 保育・教育の実施等	
	本年度	千円 141,058,917
	前年度	129,339,408
	差引	11,719,509
本年度の 財源内訳	国	41,111,013
	県	20,642,737
	その他	16,261,408
	市費	63,043,759

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の支給認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。

また、各区に保育・教育コンシェルジュを設置し、適切な保育・教育につなげるための支援等を行います。

1 支給認定を受けた子どもの保育・教育<拡充>【一部再掲】 1,301億5,815万円

給付の認定区分に応じた保育・教育を実施します。新制度における施設型給付及び地域型保育給付、児童の処遇向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保し、安定的かつ継続的な運営を支援します。

また、保育士等の処遇改善を拡充します。
※幼児教育・保育の無償化対象(9ページ参照)

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付 1,052億6,098万円
ア 施設型給付費 981億3,178万円
保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内訳	平成30年度	令和元年度
民間保育所	686か所	725か所
市立保育所	79か所	75か所
幼稚園(給付対象施設)	74か所(53か所※)	86か所(62か所※)
幼保連携型認定こども園	29か所	36か所
幼稚園型認定こども園	10か所	13か所
計	878か所(857か所)	935か所(911か所)

※：私立幼稚園等預かり保育事業により長時間保育を実施している園数

- 利用見込児童数 1号認定 : 月平均 約22,500人
2・3号認定 : 月平均 約65,100人

- イ 地域型保育給付費 71億2,920万円
小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児(3号認定)の保育を実施します。

内訳	平成30年度	令和元年度
小規模保育事業	165か所	180か所
家庭的保育事業	32か所	32か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	1か所	1か所
計	202か所	217か所

- 利用見込児童数 : 月平均 約2,800人

- (2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費 248億9,717万円
施設型給付及び地域型保育給付の対象施設・事業に対して、児童の処遇向上等のため、本市独自の助成として、障害児・特別支援児童等のために保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。

また、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

- ア 保育・教育施設向上支援費 176億9,640万円
保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育において必要な経費を助成します。

- イ 保育体制強化・育成促進事業 64億1,317万円
ローテーション保育士や保育補助者の雇用費等を助成します。

- ウ 地域型保育向上支援費 7億8,760万円
小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育において必要な経費を助成します。

- 2 延長保育事業** **57億9,744万円**
 給付対象施設・事業に対し、各施設・事業者が定める保育時間を超えて延長保育を実施するために必要な経費を助成します。また夜間、保護者の就労等により保育が必要な乳児、幼児の保育を実施します。
- 3 補足給付費** **1,079万円**
 保育・教育に必要な日用品等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、生活保護世帯に費用の一部を助成します。
- 4 保育・教育コンシェルジュの設置** **1億3,288万円**
 保育・教育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。
 (18区：38人)
- 5 支給認定及び給付費の支給に関する事務** **8億5,460万円**
 新制度の事務を集中化し、利用者向けコールセンターや事業者向けヘルプデスクを設置することにより、利用者・事業者の支援と効率的な事務執行を図り、円滑に制度を運営します。
- 6 賃借料補助事業** **1億8,839万円**
 賃借物件の建物、土地の補助等を行うことにより、保育所の設置を促進し、待機児童の解消を図ります。重点整備地域では、補助率を2/3、補助期間を10年間に上乗せします。
- 7 年度限定保育事業<拡充>【一部再掲】** **2億8,536万円**
 認可保育所等の空きスペースを活用し、保育所等を利用できなかった1・2歳児の「保留となった児童」を対象に年度を限定して保育します。事業実施保育所に対して運営費の一部を助成します。
 (利用予定人数：190人、実施見込か所数：66か所)
 ○市民税所得割額に応じた利用料の6段階設定：月額上限1～6万円
 ※幼児教育・保育の無償化対象(9ページ参照)
- 8 市立保育所民間移管事業** **7,738万円**
 令和2年度移管予定園の引継ぎ・共同保育、令和3年度移管予定園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。
- 9 保育料納付促進事業** **1,889万円**
 保育料納付指導員による催告・納付指導などに加え、電話納付案内センターから初期滞納者への納付案内を行うことで、早期の未納解消に努めます。
- 10 給食食材放射線測定事業** **2,135万円**
 市立保育所、民間保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室等において、児童が喫食する前に、必要な検査を継続して実施します。
- 11 横浜保育室助成事業<拡充>【一部再掲】** **28億1,168万円**
 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。
 (1) 施設数 49か所
 (2) 定員数 1,892人
 ※幼児教育・保育の無償化対象(9ページ参照)
- 12 認可外保育施設等利用料助成事業<新規>【再掲】** **6億8,288万円**
 ※幼児教育・保育の無償化対象(9ページ参照)
- 13 指導・監査** **1,912万円**
 (1) 認可保育所等の指導等
 保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。
 また、より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者等を対象に、マネジメント講習を実施します。
 (2) 認可保育所等の監査
 保育所や小規模保育事業所等への定期監査の実施とともに、課題のある施設への事前通告なしの書類点検等を引き続き実施します。また、監査業務への専門家の指導・助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。

4		多様な保育ニーズへの対応	
		本年度	千円 5,473,706
		前年度	4,831,865
		差引	641,841
本年度の財源内訳	国	852,262	
	県	521,543	
	その他	46,072	
	市費	4,053,829	

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、休日保育、病児保育等を推進します。

1 一時預かり事業<拡充> 14億1,265万円

(1) 保育所等での一時保育<拡充> 9億9,158万円

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育、保護者の育児不安の解消や負担軽減の保育などのため、保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、横浜保育室で一時保育を実施します。

内訳	令和元年度予算
民間保育所	436か所
公設民営保育所	2か所
市立保育所	43か所
幼保連携型認定こども園	11か所
小規模保育事業	13か所
横浜保育室	39か所
計	544か所

(平成30年度実績：512か所)

(2) 乳幼児一時預かり事業<拡充>【再掲】(18ページ参照) 3億1,114万円

育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

- 8時間実施施設：継続13か所 187人
- 11時間実施施設：新規1か所、継続10か所 156人

(3) 私立幼稚園等一時預かり補助事業 1億993万円

地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。(園数：84園)

2 幼稚園等における長時間預かり<拡充> 34億8,399万円

(1) 私立幼稚園等預かり保育事業<拡充>【再掲】(8、9ページ参照) 33億9,998万円

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。

※幼児教育・保育の無償化対象(9ページ参照)

(園数：204園、月平均利用人数：9,052人)

(2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充>【再掲】(8ページ参照) 8,401万円

開設準備費(工事費、備品費等)及び運営費を補助し、保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れをモデル実施します。(新規5園、継続2園)

3 休日保育【一部再掲】 9,425万円

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。

	平成30年度	令和元年度予算
実施か所	11か所	11か所

4 病児・病後児保育事業<拡充> 4億979万円

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。また、利用者への支援や事業の周知等を行う取組をモデル実施します。

	病児保育	病後児保育
実施か所	24か所(新規2か所)	4か所
実施場所	医療機関に併設	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の生後6か月～小学生までの児童	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な生後6か月～小学生までの児童

5 24時間型緊急一時保育事業 7,304万円

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。(実施か所：3か所)

5		保 育 所 等 業		<u>事業内容</u>		
				待機児童解消に向け、必要な保育所や幼保連携型認定こども園の整備等を進めます。		
				1 保育所の整備<拡充> 21億3,589万円 <u>(1) 新設<拡充></u> 18億4,164万円 民間ビル等の内装整備の費用を補助すること等により、 <u>23か所の整備(定員増計1,631人)を行います。</u> また、 <u>市有地にある民間保育所(緑区中山町)の移転整備(定員増計12人)を行います。</u> <u>(2) 老朽改築<拡充></u> 2億9,425万円 民間保育所の老朽化に伴う改築について、令和元年度中に完了予定の3か所(定員増計14人)のほか、 <u>新たに4か所着手します。</u>		
本年度		千円	3,754,968			
前年度			4,226,392			
差引			△ 471,424			
本年度の財源内訳	国		1,977,943	2 認定こども園の整備<拡充> 10億4,571万円 幼保連携型認定こども園への移行に伴い、必要となる建設費用や既存施設の内装整備の費用を補助すること等により、 <u>7か所の整備(定員増計225人)を行います。</u>		
	県		3,050	3 横浜保育室の認可移行支援<拡充> 2億9,990万円 新制度の給付対象施設(認可保育所)を目指す横浜保育室について、認可保育所の基準を満たすための改修費等を補助し、 <u>7か所の認可移行(定員増計118人)を支援します。</u>		
	その他		152,706			
	市費		1,621,269			
				4 地域型保育事業の整備<拡充> 1億8,990万円 建物の建設費用や民間ビル等の内装整備の費用を補助することにより、 <u>小規模保育事業について、13か所の整備(定員増計211人)を行います(横浜保育室からの移行を含む)。</u> また、 <u>家庭的保育事業について、2か所の整備等(定員増計10人)を行います。</u> <u>新市庁舎内に小規模保育事業の整備を行います(令和2年7月開所予定)。</u>		
				5 保育所等ブロック塀安全対策事業<新規> 8,357万円 民間保育所等のブロック塀の安全対策工事費についての補助を行います。		
【令和元年度 新規整備量内訳】						
				整備内容	箇所数	増減(人)
1 保育所の整備					27	1,657
(1) 新設					24	1,643
法人所有地					1	60
民間ビル等の内装整備					22	1,300
自主財源整備					—	271
小計					23	1,631
公有地貸付					1	12
(2) 老朽改築					3	14
平成30年度からの継続分					3	14
令和2年度以降完了事業					(4)	—
2 認定こども園の整備					7	225
幼保連携型認定こども園の整備					4	195
新設					4	195
令和2年度以降完了事業					(1)	—
幼稚園型認定こども園の整備					3	30
3 横浜保育室の認可移行支援					7	118
認可保育所の定員増					7	345
横浜保育室の定員減					—	△ 227
4 地域型保育事業の整備					15	221
小規模保育事業の整備					13	211
新設					13	211
新市庁舎内小規模保育事業の整備					(1)	—
家庭的保育事業の整備					2	10
その他					7	68
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減					—	△ 91
私立幼稚園等預かり保育					2	40
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業					5	60
企業主導型保育事業					—	59
合計					63	2,289
※地域ごとのニーズに合わせた定員構成の見直し等により、全市的な受入枠は2,199人増になります。						

6	保育・教育の 質向上・ 保育士等確保策	
	本年度	千円 1,918,282
	前年度	1,425,028
	差引	493,254
本年度の 財源内訳	国	1,189,422
	県	—
	その他	717
	市費	728,143

事業内容

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を目指し、「横浜こども指針（仮称）」を策定するとともに、保育・教育資源に対応した人材育成の体制を整備する等、研修や研究を行います。

また、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭・保育教諭の確保を図る施策を推進します。

1 保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり<新規・拡充>

8,433万円

(1) 「横浜こども指針（仮称）」の策定等による 質向上の推進に向けた取組<新規>

【一部再掲】（8ページ参照）

ア 「横浜こども指針（仮称）」の策定<新規>

横浜で育みたい子ども像と保育・教育の方向性を示す、「横浜こども指針（仮称）」を学識経験者や保育・教育関係者等の助言を受け、策定します。

イ 幼児教育推進協議会の開催

また、学識経験者や保育・教育関係者、学校関係者等による幼児教育推進協議会を開催し、幼保小連携や保育・幼児教育の質の向上等について意見・助言を得ます。

(2) 園内研修・研究の取組の支援<拡充>【一部再掲】（8ページ参照）

ア 園内研修・研究を推進する人材育成<拡充>

園の状況に応じた研修・研究を園内で実施できる人材を育成する研修を開催し、公開保育の実施園を7園に増やします（平成30年度実績：5園）。また、修了者を支援する研修のほか、園長・施設長向けの研修を新たに開催します。

○園内研修リーダー育成研修：定員100人（平成30年度実績：120人）

○園内研修リーダーフォローアップ研修：定員90人（平成30年度実績：40人）

○園長・施設長研修：定員100人

イ 園内研修・研究サポーターの派遣

新設の保育所、幼保連携型認定こども園等全園及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の実施園を対象に、保育・教育分野の有識者等を派遣し、園内での研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決の取組を支援します。

(3) 第三者評価・自己評価の取組の推進【一部再掲】

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、自園の保育・教育を振り返り改善する「自己評価」の取組を推進し、専門性の向上を図ります。

2 保育・幼児教育の研修事業

8,202万円

(1) 保育・幼児教育職員等研修

保育所、幼稚園、認定こども園、横浜保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業等の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を高め、誇りを持って仕事ができるよう、研修を推進します。また、18区で地域の課題に即した研修を開催します。

○局主催の研修：53講座・129回開催（定員：15,849人）

(2) 幼保小連携・接続に関する研修

幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校等の職員を対象に接続期研修会等を行い、園と学校の相互理解を深めます。また、18区で教育交流事業を実施し、園と学校の交流を推進するとともに、保護者・地域の教育力向上を目指した講演会を開催します。

○接続期研修会：4回開催（参加見込者数：1,800人）

3 保育・幼児教育の研究事業<拡充>

1,280万円

(1) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。さらに、保育所や幼稚園の研究を共有する実践研究発表会等を支援します。

○局主催の研究：8講座・30回開催（定員：938人）

(2) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究事業<拡充>【再掲】（8ページ参照）

改定された保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領の趣旨を反映させた「横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版」の理解・浸透を図ります。また、幼保小連携推進地区の実践研究を発信するとともに、接続期カリキュラムの研究開発に重点化した推進地区を新たに設けます。

○幼保小連携推進地区事業：32地区で研究推進（参加見込数：105園・校）

○接続期カリキュラム研究推進地区事業：4地区で研究推進（参加見込数：15園・校）

4 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,299万円

保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業を実施し、これまで構築したネットワークを活用しながら、保育資源間の連携を推進します。

- 保育資源・・・認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、横浜保育室、認可外保育施設、地域子育て支援に関わる施設(地域子育て支援拠点等)等
- 実施内容・・・保育資源間での保育・教育に関する実践研修や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等

5 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保<拡充>

17億2,615万円

(1) 保育士・保育所支援センター事業

保育士確保策を強化するため、かながわ保育士・保育所支援センターを神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市と共同運営し、求職者の相談、就職先の紹介、マッチングを行います。

(2) 就職面接会等・就職支援講座・保育所見学会

保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士等を主な対象に、ハローワークと連携して、保育・教育施設の運営事業者等が参加する就職面接会や、養成施設の学生等を対象に関連団体と連携して、就職相談会を開催します。

また、専門職としての知識・技術及び最新の保育状況等を学び、保育施設へのスムーズな就職につなげることを目的として、講義と現場実習を行う就職支援講座を開催します。

さらに、保育士養成施設の学生や潜在保育士向けに保育所見学会を実施します。

- 就職面接会等 : 5回開催
- 就職支援講座 : 3回
- 保育所見学会 : 10回開催

(3) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等が雇用する保育士資格を有していない保育従事者が、保育士資格を取得するために要した受講料及び代替保育従事者の雇上費等の補助を行います。

また、幼保連携型認定こども園における保育教諭確保を目的とする特例制度を活用した、保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得するために要した受講料等の補助を行います。

さらに、保育士試験により資格取得を目指す市内保育施設従事者を支援するために、保育士試験の回数に合わせ、保育士試験直前対策講座を年3回実施します。

(4) 保育士宿舍借り上げ支援事業<拡充>【再掲】(8ページ参照)

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舍を借り上げるための補助を行います。
(申請見込件数: 2,894戸)

- 補助基準額 : 1戸あたり上限月額 82,000円

(5) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育施設に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

(6) よこはま保育フォーラム負担金・保育士確保活動支援補助金<新規>【一部再掲】(8ページ参照)

保育士の就職相談を行う「よこはま保育フォーラム」に対し、事業費の一部を負担します。

また、保育関係団体が独自に行う人材確保の取組のための補助を行います。

(7) 保育士雇用状況調査<新規>

横浜市内の私立保育園の保育士の採用・退職状況を分析する調査を実施します。

(8) 保育士修学資金貸付事業<拡充>【再掲】(8ページ参照)

市内保育所等に従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対して、貸付を実施します。

なお、卒業後市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。

本事業は国費を活用し、新たに令和3年度までの3か年度分を計上しています。

- 貸付対象数: 50人/年
- 貸付金額: 月額5万円以内(12か月: 60万円)

(9) 潜在保育士再就職支援貸付事業【参考】

市内保育所等に従事することが決定した潜在保育士に対して、就職準備金の貸付を実施します。

なお、市内保育所等で2年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。

本事業は平成27年度国補正で措置された国費を活用し、神奈川県、川崎市、相模原市と連携して実施しています。

- 貸付対象数: 40人
- 貸付金額: 20万円(1回を限度)

7 幼児教育の支援		
本年度	千円 10,167,361	
前年度	7,758,855	
差引	2,408,506	
本年度の財源内訳	国	3,242,491
	県	1,305,610
	その他	715
	市費	5,618,545

事業内容

私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、保育・教育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。

1 私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充>【一部再掲】

61億4,535万円

・私立幼稚園就園奨励補助事業【4～9月】

私学助成を受ける幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。

区分	市民税額	対象園児 分布率(%)	令和元年度補助単価(円)(6か月分)	
			ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等
A	生保	0.07	154,000()	154,000()
B	非課税	3.61	136,000()	154,000()
C	所得割非課税	0.45	136,000()	154,000()
D	77,100円以下	6.09	93,600()	136,000()
E	211,200円以下	44.67	53,600(22,500)	53,600(22,500)
F	211,200円超	45.11	24,000(24,000)	24,000(24,000)

※子ども2人世帯で、第1子が在園している場合。()内は市単独分。

・幼児教育・保育の無償化の実施【10月以降】

※幼児教育・保育の無償化対象(9ページ参照)

2 私立幼稚園等預かり保育事業<拡充>【再掲】(8、9ページ参照)

33億9,998万円

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。

※幼児教育・保育の無償化対象(9ページ参照)

(園数：204園、月平均利用人数：9,052人)

3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充>【再掲】(8ページ参照)

8,401万円

開設準備費(工事費、備品費等)及び運営費を補助し、保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れをモデル実施します。

(新規5園、継続2園)

4 私立幼稚園等一時預かり補助事業【再掲】

1億993万円

地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。

(園数：84園、年間延べ利用人数：136,037人)

5 特定教育・保育施設移行園保護者負担軽減補助事業

1,521万円

給付対象の幼稚園・認定こども園において、移行により継続利用園児の保育料が増えた場合に、移行前の保育料との差額相当分を補助する経過措置を行い、保護者負担を軽減します。

6 私立幼稚園等補助事業

1億1,975万円

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。

(対象園：265園)

7 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業

7,100万円

私学助成を受ける幼稚園や幼稚園類似幼児施設に在園する特別な配慮を要する園児に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。

(対象者：355人、補助単価：上限20万円/人・年)

8 私立幼稚園等施設整備費補助事業

3,000万円

1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。

(対象園：30園、補助額：上限100万円)

9 保育・幼児教育の質の向上<拡充>【再掲】(23、24ページ参照)

1億9,214万円

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を目指し、人材育成の体制を整備する等、研修や研究を行います。(①保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり、②保育・幼児教育の研修事業、③保育・幼児教育の研究事業、④保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業の充実)

8	放課後の居場所	
	本年度	千円 8,851,196
	前年度	8,464,445
	差引	386,751
本年度の財源内訳	国	2,804,143
	県	1,958,697
	その他	1,823
	市費	4,086,533

事業内容

全ての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、全小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を完了させます。また、「放課後児童クラブ」について、面積基準に適合するための支援策を継続し、耐震基準に適合するための移転支援策を強化することにより、全クラブの基準適合を目指します。

「放課後キッズクラブ」への転換までは、「はまっ子ふれあいスクール」を、引き続き実施します。

1 放課後児童育成事業<拡充> 88億1,908万円

(1) 放課後キッズクラブ事業 55億7,920万円

学校施設等を活用し、留守家庭児童を含むすべての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所を確保し、児童の健全な育成を行います。

横浜市子ども・子育て支援事業計画の最終年度である令和元年度末までに全ての小学校の「はまっ子ふれあいスクール」を「放課後キッズクラブ」へ転換します。

- 運営か所数 294か所
(転換等46か所、令和2年度当初に計340か所)

(2) はまっ子ふれあいスクール事業 5億608万円

学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の創造性や自主性、社会性を養い、健全な成長を支援します。

- 運営か所数 52か所 (うち46か所はキッズクラブへ転換)
※ 特別支援学校5か所含む

(3) 放課後児童クラブ事業 <拡充> 27億3,380万円

ア 運営支援

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる、児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

- 運営か所数 226か所 (新規2か所、継続224か所)

イ 基準適合支援<新規・拡充>

令和元年度末までに全ての放課後児童クラブが面積基準及び耐震基準に適合するよう支援します。

(ア) 分割・移転準備費補助<新規・拡充>

耐震基準に適合するために、移転準備費補助の上限額を250万円から300万円に増額するとともに、分割補助を創設します。(分割2か所、移転40か所(面積1か所、耐震39か所))

(イ) 移転準備支援加算<新規>

耐震基準に適合するための移転資金不足への対策として、上限額を300万円とする加算補助を創設します。(加算相当額を後年度の運営費から調整) (16か所)

(ウ) 基準適合のための家賃補助

- a 面積基準及び耐震基準に適合した施設に移転した場合に、分割・移転先の家賃補助上限額を月額15万円から20万円に増額します。
- b 分室先として新たに確保した活動場所の家賃について、月額15万円を上限に補助します。

(エ) 利用者負担急増対策<新規>

移転に伴う利用者負担急増への対策として、上限額を年額60万円とする運営費補助を創設します。(交付年数：最大3年) (5か所)

(オ) 耐震診断費用補助<新規>

移転候補物件の耐震診断を実施する場合に、上限額を7万5千円とする補助を創設します。

- ※(ア)、(イ)、(オ)は、令和元年度限り (ウ)は令和元年度末までに基準に適合したクラブ限り
- (エ)は令和元年度中に移転したクラブ限り

ウ 人材確保支援

放課後児童クラブ等における人材確保支援のため、引き続き放課後児童健全育成事業の認知度向上を図るとともに、求人情報の集約及び提供を行います。

2 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 3,212万円

地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

- (1) 支援対象 25か所
- (2) 開催日時 週4回～月1、2回、概ね10時～17時(実施場所及び季節により異なる)
- (3) 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等

9	すべての子ども・若者の健全育成の推進	
	本年度	千円 618,698
	前年度	606,680
	差引	12,018
	本年度の財源内訳	
	国	26,438
	県	874
	その他	21,996
	市費	569,390



【青少年の地域活動拠点の活動】

事業内容

地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、全ての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

1 青少年を育む地域の環境づくり

1億5,484万円

(1) 社会環境改善事業

青少年を取り巻く有害環境対策の一環として、有害図書類の適切な区分陳列対策などの社会環境改善事業を実施します。

(2) (公財) よこはまユース補助事業

ア 青少年の成長や課題に応じて適切に青少年と関わることのできる人材の育成

イ 青少年育成に携わる団体の活動支援（情報収集・提供、ネットワークづくり）

ウ すべての青少年・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり（全市的な調査、セミナー開催）

(3) 青少年の地域活動拠点づくり事業

ア 青少年の地域活動拠点づくり事業

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う、青少年の地域活動拠点を実施します。

イ 青少年の交流・活動支援事業

青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、青少年の交流・活動支援事業を実施します。

ウ シニアパワーの発揮による子育て支援推進事業【区】

青葉区において、スキルを持つシニア人材と中・高校生が協働で青少年の社会参画を促す体験活動を実施します。

※【区】は、地域課題解決のため区からの提案をうけて「区局連携促進事業」として、局予算に計上する事業

(4) 道志村自然体験推進事業

青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動の推進を図ります。

ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内キャンプ場の施設使用料の助成等を行います。

令和元年度から、助成内容を一部変更しました。

イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市への受入れを行います。

2 青少年育成に携わる団体等の支援

616万円

(1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援

ア 委嘱人数

2,657人（平成31年4月1日現在）

イ 事業内容

青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査等

(2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助

3 青少年関係施設の運営等

4億5,692万円

青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。

○所管施設： 横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター
横浜市青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園）

4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営

78万円

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。

10	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実	
	本年度	千円 490,602
	前年度	450,988
	差引	39,614
本年度の財源内訳	国	142,607
	県	1,678
	その他	2,139
	市費	344,178



【地域ユースプラザの活動】

事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。

1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 4,952万円

青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材や団体の育成に取り組めます。

- (1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問）
- (2) 集団支援（グループ活動、宿泊体験、家族支援等）
- (3) 社会参加体験事業（販売体験、作業体験等）
- (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等

※青少年相談センター移転のための実施設計を行います（経費については31ページの「児童相談所の再整備」に含む）。

2 地域ユースプラザ事業【一部再掲】 1億5,411万円

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の事業費を補助します。

また、西部ユースプラザを移転します。（二俣川駅周辺）【区】

※【区】は、地域課題解決のため区からの提案をうけて、「区局連携促進事業」として、局予算に計上する事業

- (1) 運営か所 4か所
- (2) 事業内容

- ア 地域における総合相談（電話相談、来所相談等）
- イ 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談
- ウ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営
- エ 社会体験・就労体験プログラムの実施
- オ 地域の関係機関・区役所とのネットワークづくり
- カ 応援パートナーの養成・派遣 <社会福祉基金を活用>
- キ ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施

3 若者サポートステーションにおける相談・支援 1億1,809万円

職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の事業費を補助するとともに、生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。（継続3か所（サテライト含む））

○事業内容 就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として、次の事業を実施

- ア 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
- イ 経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得支援 <社会福祉基金を活用>
- ウ 高等学校等出張相談

4 よこはま型若者自立塾 3,717万円

ひきこもりや無業状態にある若者の社会的・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。

○事業内容

合宿による以下の生活改善プログラムを実施

- ア 短期合宿型（数日～2週間）：就労体験、ボランティア活動、地域交流会等を通じた訓練
- イ 長期合宿型（最長6か月）：専用施設での農作業を通じた生活訓練や就労体験の場の提供

5 寄り添い型生活支援事業<拡充>【再掲】(13ページ参照) 1億3,171万円

養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活・学習支援等を実施します。（新規2か所、継続12か所）

11		地域療育センター 関係事業	
本年度		千円 3,326,407	
前年度		3,299,076	
差引		27,331	
本年度の 財源内訳	国	48,989	
	県	24,493	
	その他	121	
	市費	3,252,804	



【地域療育センターにおける療育訓練の様子】

事業内容

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関、地域における中核機関として地域療育センターの運営を行います。
また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や、主に発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。
さらに、発達障害児支援体制の再構築を目的とした専門の委員による検討を行います。

1 地域療育センター運営事業<拡充> 28億161万円

増加する障害児への支援充実のため「原則として2週間以内に相談員による面談」や初期の療育の場として親子で参加する「広場事業」を実施するとともに、東部地域療育センターの医師等を増員し、初診待機期間の短縮及び地域支援の充実を図ります。

(1) センター一覧及び予算内訳 (単位：千円)

センター名	運営法人等	本年度予算
1 南部地域療育センター		361,962
2 中部地域療育センター	指定管理者： (福)青い鳥	407,253
3 東部地域療育センター		415,681
4 戸塚地域療育センター		338,932
5 北部地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	304,292
6 西部地域療育センター		370,297
7 地域療育センターあおば	民設民営： (福)十愛療育会	283,972
8 よこはま港南地域療育センター	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団	319,216
計		2,801,605

※ 総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

(2) サービス内容

相談・地域サービス部門	福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等
通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練

2 地域療育センター学校支援事業 1億6,398万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。

- 小学校教職員を対象とした研修
一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力
- 小学校教職員への技術的支援
児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

3 地域療育センター発達障害児通所支援事業 3億6,082万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的に遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。

12	在宅障害児及び施設利用児童への支援	
	本年度	千円 13,708,135
	前年度	11,827,166
	差引	1,880,969
本年度の財源内訳	国	6,318,812
	県	2,793,749
	その他	11,113
	市費	4,584,461

事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

1 障害児通所支援事業<拡充>【一部再掲】 111億4,414万円

(1) 障害児通所支援事業<拡充>

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。

※幼児教育・保育の無償化対象（9ページ参照）

○ 放課後等デイサービスの事業所見込数 343か所

(2) 障害児通所支援研修等事業

障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。

「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切な支援の方法について、グループワークや実地研修を通じて学び、理解を深めます。

2 学齢後期障害児支援事業

1億2,789万円

学齢後期（中学・高校生年代）の発達障害の児童を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。

【実施機関】

- 小児療育相談センター（所在地：神奈川区）
- 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区）
- 横浜市学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区）

3 メディカルショートステイ事業

3,014万円

常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。＜協力医療機関10病院＞

4 医療環境整備事業<拡充>

919万円

(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>

日常的に人工呼吸器等で医療的ケアが必要な障害児・者等の在宅生活を支援するため、関係局が連携し、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターを1人配置（磯子区）し、配置区を拠点として支援を開始します。また、新たにコーディネーターを5人養成します。

(2) 小児訪問・重症心身障害児看護研修等

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

また、重症心身障害児・者のかかりつけ医から三次医療機関までのネットワーク構築に向けて、検討を行います。

5 障害児入所支援事業等<拡充>【一部再掲】

23億9,678万円

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。

加えて、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。

※幼児教育・保育の無償化対象（9ページ参照）

13	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化	
	本年度	千円 1,495,832
	前年度	1,368,489
	差引	127,343
本年度の財源内訳	国	368,412
	県	31,044
	その他	13,265
	市費	1,083,111

事業内容

児童虐待通告や相談に迅速に対応し、その後の支援を適切に行うために、児童相談所や区役所の専門性の強化、体制強化に取り組みます。

また、地域における児童虐待防止のためのネットワークを充実し、関係機関同士の連携強化に向けた取組を行います。

さらに、市民に向けた児童虐待防止啓発・広報活動を拡充します。

1 児童相談所の運営と機能強化<拡充>【一部再掲】(11、12ページ参照) 13億5,882万円

児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組みます。

(1) 児童相談所の管理運営

4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。

(2) 児童虐待防止対策事業

児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化や日常生活の福祉の向上等に取り組みます。

ア 児童虐待の相談・通告への対応

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営や調査、一時保護の実施など、24時間・365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

イ 専門家による助言等<拡充>

法的対応力のより一層の強化のため、中央児童相談所に弁護士1名を常勤配置します。

常勤医師等による医学的助言を受けて、適切な支援を行える体制を充実します。

ウ 未成年後見人への助成

親権を行う者がいない児童等の日常生活の支援や福祉の向上を図るため、児童相談所長が選任請求し、家庭裁判所に認められた未成年後見人に対する報酬等を助成します。

(令和元年度対象児童見込数：15人)

(3) 児童相談所における人材の育成

児童福祉法に規定する児童福祉司任用前講習会・任用後研修をはじめ、児童虐待対応、里親支援などについて医師、大学教授等の外部講師による研修を実施します。

また、外部への派遣研修を実施し、専門的な援助技術の向上を図ります。

(4) 児童相談所の再整備<拡充>

児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、西部児童相談所の再整備及び北部児童相談所のレイアウト変更を進めます。

○令和元年度実施内容

西部児童相談所：実施設計

(複合施設「青少年相談センター」設計費を含む)

北部児童相談所：レイアウト変更



【児童虐待防止啓発リーフレット】



【オレンジリボンたすきリレー】

2 区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止広報・啓発<新規・拡充>【再掲】(11、12ページ参照) 5,515万円

(1) 区役所における人材の育成<拡充>

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を派遣する児童精神科医コンサルテーション事業や、区役所の児童虐待対応における検討会議等に児童福祉の専門家を派遣する、スーパーバイザー派遣事業を行います。

また、虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員向けの専門家による研修や新たに中堅職員に向けたスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図ります。

(2) 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関機能の向上を図るため、区役所の調整担当者に対する法定研修を実施します。

(3) 医療機関との連携強化

横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）会議の開催や研修等を行い、医療機関との連携強化の充実を図ります。

(4) 未就園児等の把握<新規>

児童虐待防止のため、従来の乳幼児健診未受診者及び不就学児等で居住実態が確認できない児童の調査に加え、新たに、保育所や幼稚園等の所属がなく、福祉サービス等の利用がない等安全確認ができない4歳～6歳の児童についても、目視等により安全確認・安全確保を図ります。

(5) 児童虐待防止の広報・啓発<新規・拡充>

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月の児童虐待防止推進月間、及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域でさらに進めます。

また、児童虐待の未然防止に向けて、市内の新生児の保護者に向けた、乳幼児期の児童虐待防止に関するリーフレット及び子育てに悩んでいる保護者に向けた、体罰によらない育児等のリーフレットを新たに作成し、保護者と接する機会を捉えた広報啓発活動を行います。

3 家庭訪問の充実

8,188万円

○ 養育支援家庭訪問事業

児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員(社会福祉主事等)や養育支援ヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。

(養育支援家庭訪問員：8名、ヘルパー派遣予定回数：9,491回)



【横浜市児童虐待防止キャラクター「キャッピー」による児童虐待防止啓発活動の様子】



【神奈川県PRキャラクター「かながわキンタロウ」(写真右)とともに啓発】

14		社会的養護の充実	
本年度		千円 7,462,949	
前年度		7,185,337	
差引		277,612	
本年度の財源内訳	国	3,258,654	
	県	5,307	
	その他	37,548	
	市費	4,161,440	

事業内容

家庭での養育が困難な児童が、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安心して安定した生活を送れるよう、社会的養護の充実に取り組みます。

1 児童福祉施設の整備 3億1,327万円

民間児童福祉施設耐震対策事業として、耐震対策が必要な施設の再整備等を進めます。令和元年度は児童養護施設「子どもの園」の工事を実施します。

【施設概要】

整備内容	実施内容	所在区分	定員	しゅん工予定
児童養護施設「子どもの園」再整備	工事	茅ヶ崎市	40人	令和元年度

2 里親制度の推進<拡充>【再掲】(12ページ参照) 3,590万円

里親制度が広く市民に理解され、活用されるための普及啓発として、制度説明会や広報を拡充します。

里親家庭の支援体制を充実するため、研修や交流サロン等を行う里親支援機関の強化、里親家庭への訪問等による心理相談を実施します。

3 ファミリーホーム事業<拡充> 1億6,139万円

家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業を実施するとともに、新規ホーム開設の推進を図ります。
(新規2か所、継続6か所)

4 自立援助ホーム事業<拡充> 1億5,361万円

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就業支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行います。
(新規3か所、継続5か所)

5 養育家庭支援機能の強化<拡充> 4億267万円

(1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>【再掲】(12ページ参照)

支援が必要な地域で生活する家族を、相談支援事業、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援します。

また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施します。
(新規5か所、継続13か所)

(2) 子育て短期支援事業<拡充>

家庭での養育が難しい場合、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設で、ショートステイやトワイライトステイ等の短期的な預かりを実施します。
(新規5か所、継続17か所)

6 児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア【再掲】 3,286万円

児童養護施設等を退所し、進学または就労する子どもが、社会で自立した生活を安定して送れるよう、施設等入所中から継続した相談支援や居場所(よこはまPortFor)の運営等を実施します。

施設等を退所した後も、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等に関する困りごとへのサポートを行います。

また、退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、資格取得や専門学校・大学等初年度納入金等を支給します。

<資格等取得支援事業に社会福祉基金を活用>

7 児童措置費等<拡充> 63億6,324万円

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子家庭の母子生活支援施設への入所や妊産婦の助産施設への措置を行った場合に、施設の設定及び運営の基準を維持する費用を支弁します。

教育費等の加算や小規模グループケアの充実による児童の処遇向上、施設職員の処遇改善や業務内容に応じた加算等による専門性の向上を図ります。

また、施設等退所後も特に支援が必要で、20歳以降も引き続き里親家庭や施設等に居住する者について、居住費・生活費等の支援を行います。

15	ひとり親家庭等の自立支援	
	本年度	千円 259,376
	前年度	192,560
	差引	66,816
本年度の財源内訳	国	183,214
	県	—
	その他	—
	市費	76,162

事業内容

ひとり親家庭に対して、就業支援や学習支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。

1 ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 2億5,383万円

(1) 自立支援教育訓練給付金<拡充>【再掲】(14ページ参照)

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、①介護ヘルパー等の一般教育訓練及び②看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講した場合、受講料の一部を支給します(費用の6割。上限は①20万円、②80万円。)

(2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給します。(受講費用の最大6割、上限15万円)

(3) 高等職業訓練促進給付金<拡充>【再掲】(14ページ参照)

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、3年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。

また、修業期間の最後の1年間について増額し、更に資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に、支給期間を36月から48月に延長します。

- 住民税非課税世帯：10万円(最後の1年間：14万円)
- 住民税課税世帯：7万5千円(最後の1年間：11万5千円)

(4) 日常生活支援事業

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。ただし、未就学児のいる家庭が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合は、定期的な利用を可能とします。

(5) 母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートよこはま)

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナーなどを、関係機関と連携して実施し、自立を支援します。

(6) 父子家庭の交流事業<新規>【再掲】(14ページ参照)

父子家庭向けの交流会を実施し、当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要とされる情報の提供に取り組みます。

(7) ひとり親の親講座事業<新規>【再掲】(14ページ参照)

離婚が子どもに与える影響等を離婚前後の両親が学ぶ講座を実施し、両親の離婚にかかわらず、子どもたちが心身ともに健やかに育成される環境の整備に取り組みます。

(8) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業<拡充>

高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付を実施します。資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事した場合は返還を免除します。

本事業は、国費を活用し、新たに令和4年度までの4か年分を計上しています。

- 入学準備金：上限50万円
- 就職準備金：上限20万円

2 ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業【再掲】 555万円

ひとり親家庭の子どもに対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援し、ひとりで家にいることが多い子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。

(モデル実施：継続2か所)

16		DV対策事業	
本年度		千円 112,000	
前年度		109,565	
差引		2,435	
本年度の財源内訳	国	15,477	
	県	15,477	
	その他	—	
	市費	81,046	

事業内容

DV被害者等が、安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実<拡充> 3,634万円

- (1) DV相談支援センター
DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。
- (2) 女性緊急一時保護施設等における自立に向けた支援<拡充>
DV被害者等が地域で生活できるよう、住まい探し・就労等を専門的に支援する職員を一時保護施設に配置します。
また、周産期対応を行う民間団体に、職員を配置し、支援体制を確保します。
さらに、一時保護には至らないものの、支援が必要な女性を対象に、新たにレスパイト宿泊付き相談支援事業（仮称）を実施し、一時的な居場所の提供と相談支援を行います。
- (3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業
民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援を行います。
（実施施設：1か所）
- (4) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援【一部再掲】
主に1年未満の退所者へ訪問・電話相談を行い、退所後の支援を行います。
（実施施設：7か所）

2 女性緊急一時保護施設補助事業 1,400万円

民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入体制を確保します。

3 加害者更生プログラムへの運営費補助 83万円

DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、その運営費の一部を補助します。
（実施施設：1か所）

4 母子生活支援施設緊急一時保護事業 6,083万円

DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。

また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施します。

（実施施設：7か所）



毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。
女性に対する暴力の根絶に向けて、毎年11月頃、政策局と共同で、協力いただける市内の名所を、運動のシンボルカラーであるパールにライトアップしています。
【ライトアップイメージ】
写真上：象の鼻パーク スクリーンパネル

17		児童扶養手当等	
本年度		千円	13,225,739
前年度			11,479,954
差引			1,745,785
本年度の財源内訳	国		4,047,572
	県		—
	その他		20,208
	市費		9,157,959

事業内容

ひとり親家庭等に対して手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。また、障害児に対する手当の支給に係る事務を行います。

1 児童扶養手当<制度改正>【再掲】(14ページ参照)

120億3,542万円

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。

また、支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を令和元年11月支払分から実施します。

- (1) 対象 18歳（中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）
年度末までの児童の養育者
- (2) 支給月 4月・8月に前4か月分、11月に前3か月分、
令和2年1月・3月に前2か月分を支給
- (3) 月平均児童数 35,594人

2 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金<新規>

【再掲】(14ページ参照)

3,497万円

臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対し、給付金を支給します。

- (1) 対象 児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親
- (2) 給付額 17,500円

3 特別児童扶養手当事務費

5,527万円

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。当該手当事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。手当は国から受給者に支給します。

【対象児童数】（平成31年3月末現在） ・重度障害児 2,441人 ・中度障害児 4,959人

4 特別乗車券の交付

11億8万円

児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。※世帯に1枚交付

【交付見込数】17,500人

18		児童手当	
本年度		千円	53,991,523
前年度			55,812,442
差引			△ 1,820,919
本年度の財源内訳	国		37,365,245
	県		8,091,415
	その他		1,520
	市費		8,533,343

事業内容

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。

1 児童手当

539億9,152万円

- (1) 対象
中学校修了までの児童
- (2) 手当額（児童1人あたり）

3歳未満		月額 15,000円
3歳以上	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
小学生		月額 10,000円

・施設入所児童（出生順位にかかわらず一律）

3歳未満 月額 15,000円

3歳以上 月額 10,000円

・所得制限超過者（特例給付として支給）

児童1人あたり 月額 5,000円

- (3) 支給月
6月・10月・2月に前4か月分を支給します。
- (4) 月平均児童数
441,542人
- (5) 子育てワンストップサービスへの対応

国のマイナポータルを活用した児童手当現況届オンライン申請を継続して実施します。

19	子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランス等の推進	
	本年度	千円 159,069
	前年度	59,522
	差引	99,547
本年度の財源内訳	国	117,267
	県	5,569
	その他	2,680
	市費	33,553

事業内容

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～令和元年度）における次期計画の策定や現計画の推進のための会議の開催、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発、子育て世帯等を対象としたプレミアム付商品券事業に取り組みます。また、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」推進のための会議開催や地域における子どもの居場所づくりの推進等に取り組みます。

1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定・推進<新規>

2,365万円

(1) 次期計画の策定<新規>

これまで取り組んできた子ども・青少年施策を引き続き、着実に推進していくため、今後の5年間の基本計画となる次期計画（計画期間：令和2年度～6年度）策定に向け、素案・原案の作成やパブリックコメントを実施します。

(2) 子ども・子育て会議の開催

有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画に係る実施状況の点検・評価や次期計画策定に向けた審議等を行います。

(3) 子ども・子育てを支える機運の醸成

計画の理念に基づき、地域社会全体で子ども・子育てを支える機運の醸成に向けて、市民向けフォーラムを開催します。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

1,019万円

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。

(2) 父親育児支援

地域ケアプラザ等の身近な施設や家族で賑わう商業施設等において、子育てのノウハウなどを学ぶ父親育児支援講座を開催します。また、啓発冊子やウェブサイトによる情報発信を行います。

(3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

二十歳を迎える市民向け啓発や、結婚を希望する方及び子の結婚を希望する保護者向けセミナーを開催します。

3 プレミアム付商品券事業<新規>

1億1,110万円

消費税率引上げへの対応策として、住民税非課税者及び3歳未満の子がいる世帯に対し、経済局及び健康福祉局と連携し、商品券を発行します。（財源は全額国費）

4 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進<拡充>

1,413万円

(1) 地域における子どもの居場所づくり推進事業<拡充>

【再掲】（14ページ参照）

いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が市全域で推進されるよう、フォーラムの開催やウェブサイトによる情報提供・発信を行います。また、月2回以上の子ども食堂等の取組の立ち上げ・拡充に対する助成の全区展開、子どもの居場所づくり支援アドバイザー等の派遣、地域の取組支援に関する好事例の横展開に向けた事例集の作成などを行います。

(2) 地域の子育て支援事業者等に向けたセミナーの開催<新規>

【再掲】（14ページ参照）

「気づく・つなぐ・見守る」ためのスキル向上及び事業者間の連携促進を図るため、日頃から子どもと接する機会の多い地域の子育て支援事業者等を対象にセミナーを開催します。

(3) 子どもの貧困対策に関する計画推進会議の開催

子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者や学識経験者、学校関係者等からなる子どもの貧困対策に関する計画推進会議において、計画推進のための意見聴取等を行います。



20	母子父子寡婦 福祉資金貸付事業 (母子父子寡婦 福祉資金会計)		事業内容		
			母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。		
			1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 6億3,963万円		
	本年度		千円	(1) 対象者	
	前年度			ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等 イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人	
差引			(2) 主な資金 修学資金、就学支度資金等 (12資金)		
本年度の財源内訳	国	—	(3) 貸付利子 無利子又は年利1.0%		
	県	—	(4) 償還について ○ 期間：据置 (6か月又は1年) 後3年～10年以内 滞納者に対して直接通知・訪問・電話で償還業務を行います。		
	その他	611,833	(5) 貸付限度額 (例：修学資金) ○ 私立高校 (自宅通学) : 30,000円/月額 ○ 私立大学 (") : 54,000円/月額 ○ 大学院 (修士課程) : 88,000円/月額		
	市費	27,794	(6) 国への償還及び一般会計への繰入れ 剰余金が国の定める基準額を超えた場合、超過額の一部を国へ償還するとともに、一部を一般会計へ繰り入れます。令和元年度は基準額を超えるため、国への償還等を行います。		

